

墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付協定書

墨田区を甲とし、**法人名(代表者名含む)を記入**を乙とし、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

(委託)

第1条 甲は、乙に対し、重度障害者（児）に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を委託する。

2 前項により甲が乙に給付を委託する用具の種目、性能等は、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付要綱（以下「要綱」という。）第2条第6号の規定によるものとする。

(給付)

第2条 甲は重度障害者（児）に対する用具の給付に当たっては、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとし、乙は重度障害者（児）から給付券の提示があったときは、これと引き換えに用具の給付を行うものとする。

2 用具のうち、点字図書の給付に当たっては、前項及び次条並びに第4条の規定中「日常生活用具給付券」及び「給付券」とあるのは「給付証明書」と読み替えるものとする。

(通知)

第3条 甲は、重度障害者（児）に給付券を交付したときは、乙に対し「日常生活用具給付委託通知書」により通知するものとする。

2 点字図書の給付に当たっては、前項の規定にかかわらず、「日常生活用具給付委託通知書」による通知を省略する。

(給付の時期)

第4条 乙は、重度障害者（児）から給付券の提示を受けたときは、第1条第2項の規定に基づく性能等に適合した用具を、1か月以内に給付しなければならない。

(給付後の保障)

第5条 乙は、第2条の規定により重度障害者（児）に用具の給付を行った後において、当該用具に瑕疵が認められたときは、甲の指示に従い、乙の負担において代品を納入し、又は用具の改修を行わなければならない。

(費用の限度額)

第6条 給付に係る用具の費用の限度額は、要綱別表第1に定める基準額（当該用具の額が基準に満たない場合は、当該用具の額）とする。

(費用の負担)

第7条 前条に規定する費用のうち、要綱第10条に定める額（以下「自己負担額」という。）は、重度障害者（児童の場合にあっては、扶養義務者）（以下「重度障害者等」という。）が負担するものとする。

2 前条に規定する費用から自己負担額を差し引いた額（以下「委託費用」という。）は、甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、委託費用については、請求書に重度障害者（児童の場合にあっては、保護者）が署名した給付券を添付して、甲に対し請求するものとする。

2 乙は、自己負担額については、重度障害者等に請求するものとする。

3 乙は、点字図書に係る委託費用を請求しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、請求書に給付証明書の写し及び点字図書受領書を添付するものとする。

(委託費用の支払)

第9条 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に委託費用を支払うものとする。

(帳簿の保存等)

第10条 乙は、用具の給付及びその費用の請求に関する帳票等を、その完結した日から5年間保存し、甲が請求したときはいつでもこれを提示しなければならない。

2 甲は、乙に対し、用具の給付について必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいを防止し、秘密を保持しなければならない。
この協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいの防止と秘密の保持に努め、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定の内容を変更することができる。

(協定の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号に該当すると認めるときは、催告をしないでこの協定を解除することができる。

(1) 詐欺その他不正行為があったとき。

(2) この協定の各条項に違反したとき。

3 この協定の解除により乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、必要の都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(信義誠実)

第15条 乙は、重度障害者(児)に対する用具の給付に当たっては、信義に従って誠実に履行しなければならない。

(協定の期間等)

↓ 日付は、記入しないでください

第16条 この協定の有効期間は、~~年 月 日から 年 月 日まで~~とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了までに甲乙のいずれからも破棄の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(届出事項)

第17条 乙の代表者、住所等に変更があったときは、乙は、速やかに甲に届け出るものとする。

2 甲は、要綱第2条第1項第6号及び第3条の規定に変更があったときは、乙に対し、直ちに通知するものとする。

(その他)

第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々が1通を保有するものとする。

~~年 月 日~~

↑ 日付は、記入しないでください

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

甲

墨田区長 山本 亨

乙

**住所・法人名
代表者 役職・氏名・代表者印
の記入・押印をお願いします。**

各頁の間に、代表者の印で割印をお願いします